

特定非営利活動法人いいね定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いいね という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市岩瀬幸町 505 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者及び障害児に対して、日常生活や社会生活を支援する事業及び相談業務を行い、障害を抱える人たちの福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 社会福祉事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (5) その他上記の目的を遂行するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事のうち、1名を理事長、必要に応じて副理事長若干名

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違

反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつて

は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議

決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない

ない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、富山市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大井 陽司
副理事長	松田 千夏
理事	大井 美穂
同	大嶋 泰子
同	宮間 章嘉
監事	池田 将人

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	1, 000円
正会員会費	2, 000円（1年間分）

(2) 賛助会員会費 3, 000円（1口1年間分）

この定款は令和7年 月 日から施行する。

第3号議案

令和7年度の事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人いいね

1 事業実施の方針

障害者に対し、日常生活や社会生活を支援しながら、障害者の就労・生活に必要な知識習得及び支援サービスの充実を図っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算 予算金額 (単位:円)
社会福祉事業	① 就労継続支援事業による一般企業の就職サポート	(A) 月～金 9:00～15:00 水・土 9:00～12:00 土は不定期に開所 (B) 岩瀬幸町 505 「B型いいね」 (C) 職員 必要人数	(D) 障害者 (E) 利用者 20人	21,563,000
障害福祉サービス事業	② 就労継続支援B型事業、軽作業、外仕事、施設外就労等による生産活動			
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	③ 相談支援事業所	(A) 終日 (B) 富山市 (C) 社員 1名	(D) 障害者 (E) 利用者 60人	
障害児童相談支援事業		(A) 終日 (B) 富山市 (C) 社員 1名	(D) 障害者 (E) 利用者 5人	

令和8年度の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人いいね

1 事業実施の方針

障害者に対し、日常生活や社会生活を支援しながら、障害者の就労・生活に必要な知識習得及び支援サービスの充実を図っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算 予算金額 (単位：円)
社会福祉事業	① 就労継続支援事業による一般企業の就職サポート	(A) 月～金 9:00～15:00 水・土 9:00～12:00 土は不定期に開所 (B) 岩瀬幸町 505 「B型いいね」 (C) 職員 必要人数	(D) 障害者 (E) 利用者 20人	25,253,000
障害福祉サービス事業	② 就労継続支援B型事業、軽作業、外仕事、施設外就労等による生産活動			
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	③ 相談支援事業所	(A) 終日 (B) 富山市 (C) 社員 1名	(D) 障害者 (E) 利用者 70人	
障害児童相談支援事業		(A) 終日 (B) 富山市 (C) 社員 1名	(D) 障害者 (E) 利用者 10人	

令和7年度 予算

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人いいね

(単位：円)

科目	令和7年度 予算		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	28,000		
賛助会員受取会費			
小計	28,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業			
就労支援事業収入	3,500,000		
訓練等給付費	25,000,000		
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	3,600,000		
障害児童相談支援事業	180,000		
小計	32,280,000		
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	900,000		
小計	901,000		
経常収益計	33,209,000		
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	10,000,000		
法定福利費	1,000,000		
賞与	500,000		
福利厚生費	150,000		
小計	11,650,000		
(2) その他経費			
食品・材料仕入	1,600,000		
諸会費	250,000		
旅費交通費	3,000		
光熱水費	360,000		
作業工賃	1,300,000		
通信運搬費	100,000		
損害保険料	450,000		
交際費	500,000		
車両費	530,000		
減価償却費	1,000,000		
支払利息	400,000		
家賃	500,000		
労務、会計、経営顧問料	900,000		
備品消耗品費	70,000		
リース料	1,650,000		
その他経費・雑費	300,000		
小計	9,913,000		
(3) 物件設備費			
事業費計	21,563,000		
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,800,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	1,800,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	700,000		
職員被服費	40,000		
事務用品消耗品費	300,000		
租税公課	4,000		
寄付金	5,000		
図書研修費	25,000		
支払手数料	80,000		
貸倒償却	20,000		
材料仕入高	90,000		
消耗品費	150,000		
雑費	120,000		
イベント費	650,000		
管理費計	2,184,000		
経常費用計	23,747,000		
当期経常増減額	9,462,000		
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	81,000		
経常外費用計	9,381,000		
当期正味財産増減額	9,381,000		
前期繰越正味財産額	-4,399,651		
次期繰越正味財産額	4,981,349		

令和8年度 予算

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人いいのね

(単位：円)

科目	令和8年度 予算		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	28,000		
賛助会員受取会費			
小計	28,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業			
就労支援事業収入	3,700,000		
訓練等給付費	27,000,000		
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	4,500,000		
障害児童相談支援事業	540,000		
小計	35,740,000		
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	900,000		
小計	901,000		
経常収益計	36,669,000		
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	12,000,000		
法定福利費	1,500,000		
賞与	800,000		
福利厚生費	150,000		
小計	14,450,000		
(2) その他経費			
食品・材料仕入	1,700,000		
諸会費	300,000		
旅費交通費	3,000		
光熱水費	400,000		
作業工賃	1,500,000		
通信運搬費	100,000		
損害保険料	450,000		
交際費	500,000		
車両費	830,000		
減価償却費	1,000,000		
支払利息	400,000		
家賃	500,000		
労務、会計、経営顧問料	900,000		
備品消耗品費	70,000		
リース料	1,650,000		
その他経費・雑費	500,000		
小計	10,803,000		
(3) 物件設備費			
事業費計	25,253,000		
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,800,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	1,800,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	800,000		
職員被服費	40,000		
事務用品消耗品費	300,000		
租税公課	4,000		
寄付金	5,000		
図書研修費	25,000		
支払手数料	80,000		
貸倒償却	20,000		
材料仕入高	90,000		
消耗品費	200,000		
雑費	120,000		
イベント費	650,000		
管理費計	2,334,000		
経常費用計	27,587,000		
当期経常増減額	9,082,000		
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	81,000		
経常外費用計	9,001,000		
当期正味財産増減額	9,001,000		
前期繰越正味財産額	4,981,349		
次期繰越正味財産額	13,982,349		